



# 保護者・地域のみなさまへ

## ～教職員の働き方改革について～



学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、学校の役割が拡大している中、今後、子どもたちの主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を推進していくための授業改革など、より一層の教育活動の充実が求められる一方で、学校現場における教職員の業務が肥大化し、長時間勤務の常態化が問題となっているのが現状です。

これまでも、県教育委員会では、「学校カイゼン推進校」の指定などをおとして、業務改善の取組を行ってきたところです。このたび、時間外業務の削減目標等を定めた「学校業務カイゼンプラン」を策定するとともに、下記のような取組をおとして教職員の心身の健康保持に努めることで、一人ひとりの生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図ることとしていますので、取組への御理解と御協力をお願いします。

### 記

#### 1. 教職員の意識改革及び時間外業務（勤務）の削減

- ・各学校における業務改善の取組や研修等をおとして、教職員の勤務時間に対する意識の向上を図るとともに、各種調査や研修の削減、会議時間の短縮など、業務改善の取組を進めます。
- ・県立学校で平成23年度から実施している「帰ら一DAY」（定時退勤日）や「リフレッシュ週」（定時退勤週）の実施の徹底や、一斉退校日を設定するなど、勤務時間以降の早期退勤を積極的に推進します。

#### 2. 外部人材の活用

- ・教職員の事務的業務をサポートする職員（教員業務アシスタント）や、地域人材等を活用して、部活動の単独指導や単独引率が可能な部活動指導員を一部の学校に配置し、業務の負担軽減に努めます。

#### 3. 部活動休養日の設定

- ・学校教育における部活動は、学校教育の一環として重要な教育的意義を有するものでありますが、適切な休養を伴わない活動は、生徒や教職員にとって心身の健康を損ねる結果を招くこととなりますので、関係団体等の理解や協力を得ながら、原則として以下のとおり部活動休養日を設定します。

中学校・・・週当たり2日（平日1日、土日1日）

高等学校・・・週当たり1日（土日のうちいずれか）

※特別支援学校の中学部、高等部についても同様とします。

※高等学校については当面は上記のとおりとしますが、今後見直しを検討します。